資料７

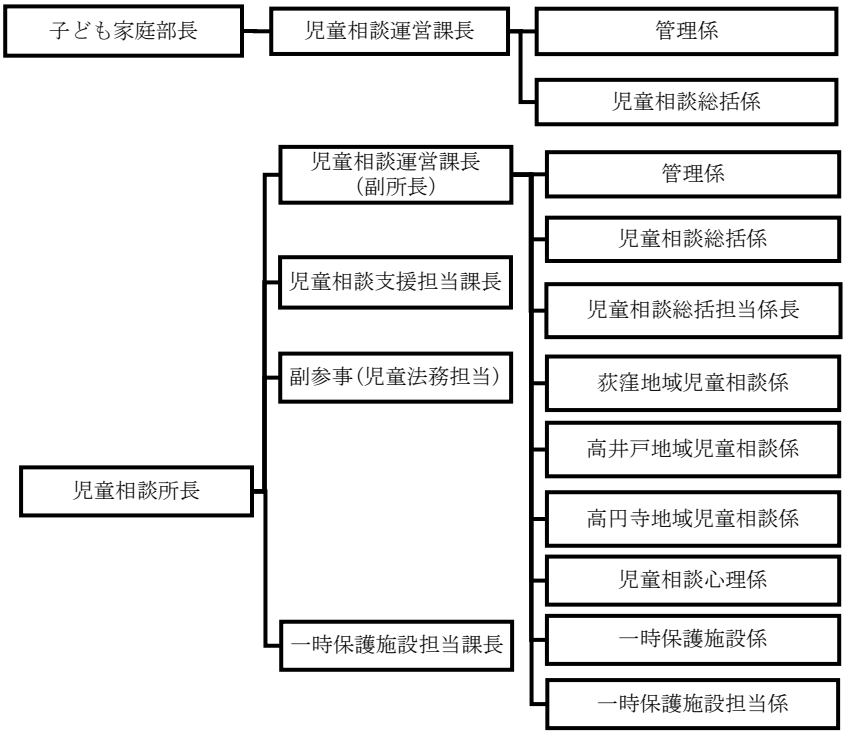
令 和 ８ 年 11 月 ５ 日
児 童 福 祉 審 議 会 資 料
子ども家庭部児童相談運営課
杉 並 区 児 童 相 談 所

杉並区児童相談所の運営について

１　組織体制等

（１）児童相談体制
別紙１「児童相談体制について」及びパンフレット「杉並区児童相談体制のご案内」参照

（２）杉並区児童相談所設置後の組織体制



（３）**人員配置について**
○児童相談所（児童福祉司、児童心理司、保健師、事務職員等）８３名
○一時保護施設（保育士、児童指導員、心理療法担当職員、看護師、事務職員等）６６名
○このほか、医学診断、愛の手帳の判定、一時保護児童の内科健診及び歯科健診を担う医師・歯科医師に対し、業務の実施を依頼する。

２　都立杉並児童相談所からの引継ぎ状況等（令和８年 11 月１日の数）

（１）引継ぎの経過
別紙２「引継ぎスケジュール」参照

（２）引継いだケースの数
１）児童養護施設等への措置児童数　８０名

２）里親（養育家庭）関連
養育家庭登録数　３１家庭
杉並区が措置している委託児童の数　７名
杉並区の養育家庭が養育をしている里子の数　１７名
養子縁組里親登録数　２１家庭

３　「虐待防止講演会」「養育家庭体験発表会」の開催（11 月 28 日）

別紙チラシ「ふたつの視点で見る子どもと家庭のかたち」参照